

## 第3章 消防同意審査基準

## 第1節 防火対象物

## 第1 政令別表第一の取扱い

- 1 政令別表第一に掲げる防火対象物の項の判定を決定するにあたっては、他法令の届出の有無及び名称のみで判断することなく、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を勘案して、火災予防上の実態に即して行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては第4-3表を参考とすること。

- 2 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて、政令別表第一に掲げる用途を決定するものであること。

ただし、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取扱うことができる。

- 3 政令第1条の2第2項に規定する「2以上の用途」とは、政令別表第一の項を異にする場合のみならず、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目を異にする場合も含まれること。

なお、政令別表第一(6)項イ、ロ及びハにおける(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等にかかる設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類（以下この項において「詳細分類」という。）を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって「2以上の用途」とすべきではないことから、(6)項イ、ロ及びハ(1)から(5)までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が一の防火対象物に混在しても、複合用途防火対象物として取扱わないこと。

- 4 昼と夜に使用実態が異なる場合は主として使用される実態によって決定すること。また、季節によって使用実態が異なる場合は、その都度の実態によって決定すること。

ただし、消防用設備等の設置にあたっては、それぞれの使用実態に適応したものを設置するよう指導すること。

- 5 政令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属的な部分を構成すると認められ

る」部分とは、次の（１）又は（２）に該当するものとする。

（１）機能従属（第４－１図参照）

政令別表第一（１）項から（１５）項までに掲げる防火対象物（以下この項において「政令別表対象物」という。）の区分に応じ、第４－４表（イ）欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この項において「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる同表（ロ）欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この項において「従属的な部分」という。）で次のアからウまでに該当するもの。

ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。

イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。

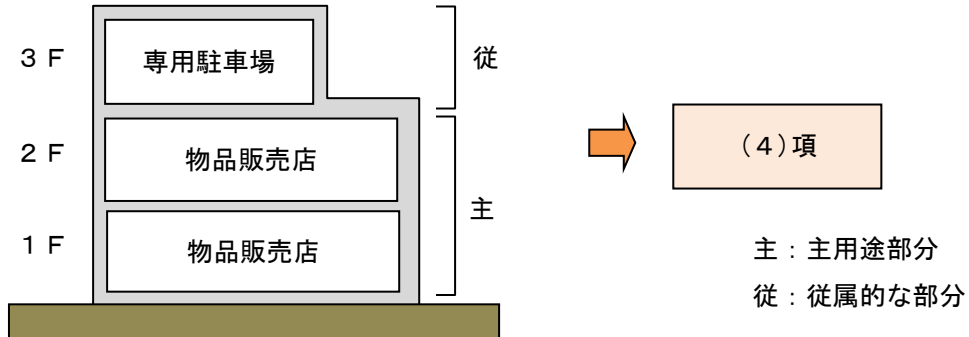
ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

なお、アからウまでの主用途部分に機能的に従属していると認められる条件は、第４－１表を参考とすること。

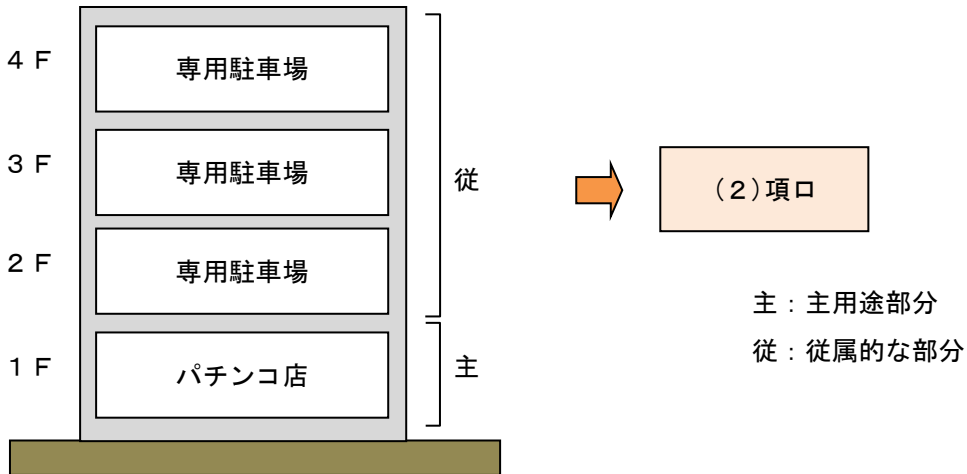
条件	左欄の運用
ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。	主用途部分とは、防火対象物の各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な用途部分の面積よりも大きい部分をいうものであること。 管理権限を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、又は改修にあたって一般的に権限を行使できる者が同一であること。
イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。	従属的な部分は、主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便性を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。 （１）従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便なる形態を有していること。 （２）従属的な部分は、道路等からの直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。
ウ 当該従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のため延長時間を含む。）とほぼ同一であること。

第4-1表

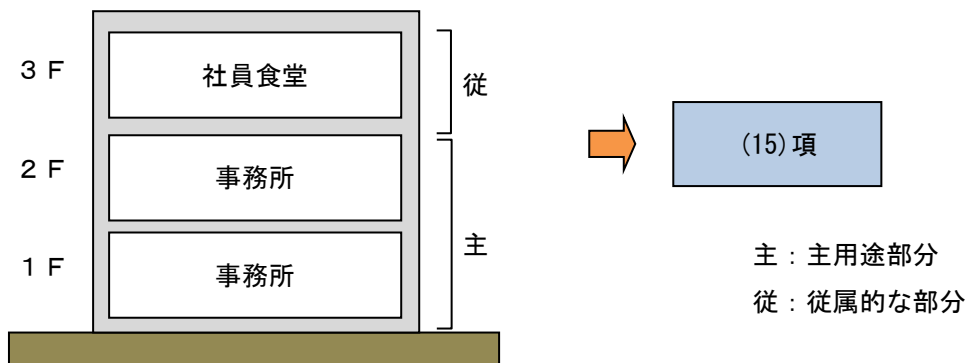
(例1)



(例2)



(例3)



- 従属的な部分の管理権原者が、主用途部分の管理権原者と同一
- 従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一又は密接な関係
- 従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一

## 第4-1図

## (2) 従属するとみなす場合（みなし従属）

主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下この項において同じ。）が当該防火対象物の延面積の90%以上で、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（政令別表第一（2）項二、（5）項イ、（6）項イ（1）から（3）若しくはロに掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下この項において「（6）項ロ等」という。）を除く。）（第4-2図及び第4-3図参照）

なお、この場合、「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」として（6）項ロ等と（6）項ロ等以外の部分が混在する場合にあっては、当該（6）項ロ等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うこと。（第4-4図参照）

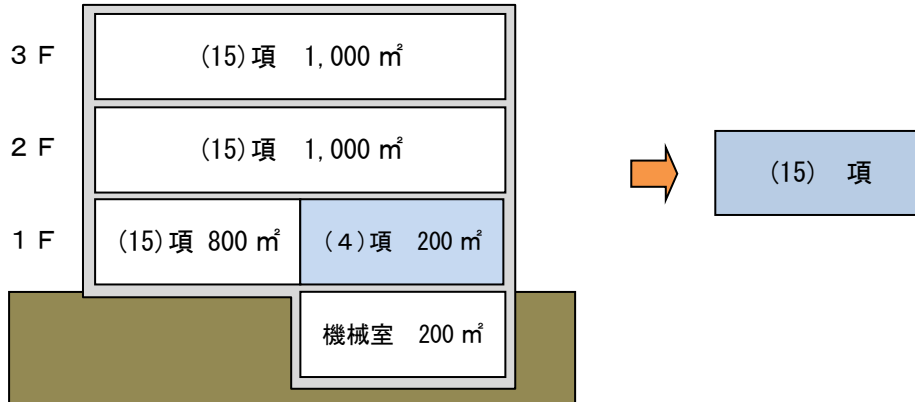
また、共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の面積は、主たる用途部分と他の独立した部分のそれぞれの面積に応じて按分するものとし、その算定方法は、原則として次のように行うものとする。

ア 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は各階の用途の床面積に応じて按分すること。

イ 防火対象物の広範囲に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

ウ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用されるよう用途の床面積に応じて按分すること。

(例4) 「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が(6)項口等以外の場合

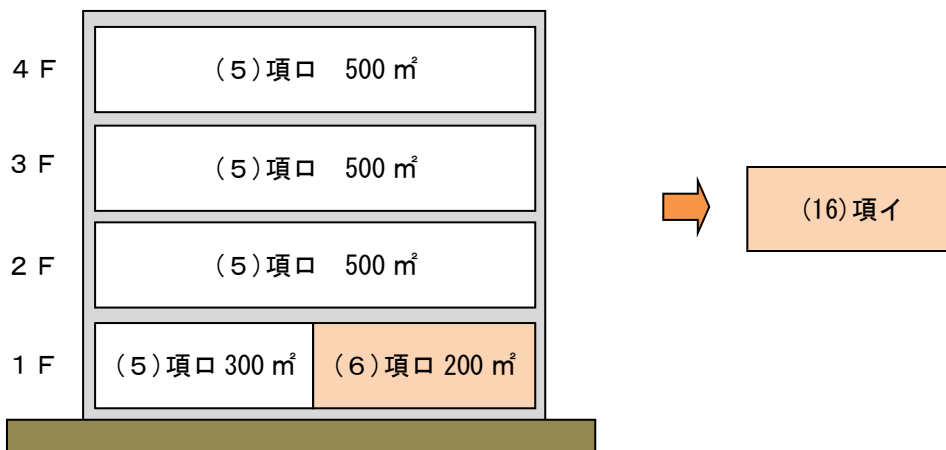


	用途	床面積の合計	用途の割合
主たる用途に供される部分	(15)項	2,800㎡	$2,800\text{㎡} \div 3,000\text{㎡} \approx 93\%$
独立した用途に供される部分	(4)項	200㎡	$200\text{㎡} \div 3,000\text{㎡} \approx 7\%$
共用される部分	機械室	200㎡	

- 共用される部分（機械室）をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。
- ・ (15)項  $200\text{㎡} \times 0.93 = 186\text{㎡}$  →  $2,800\text{㎡} + 186\text{㎡} = 2,986\text{㎡}$  (93%)
  - ・ (4)項  $200\text{㎡} \times 0.07 = 14\text{㎡}$  →  $200\text{㎡} + 14\text{㎡} = 214\text{㎡}$  (7%)
- 主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上かつ
- 独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満

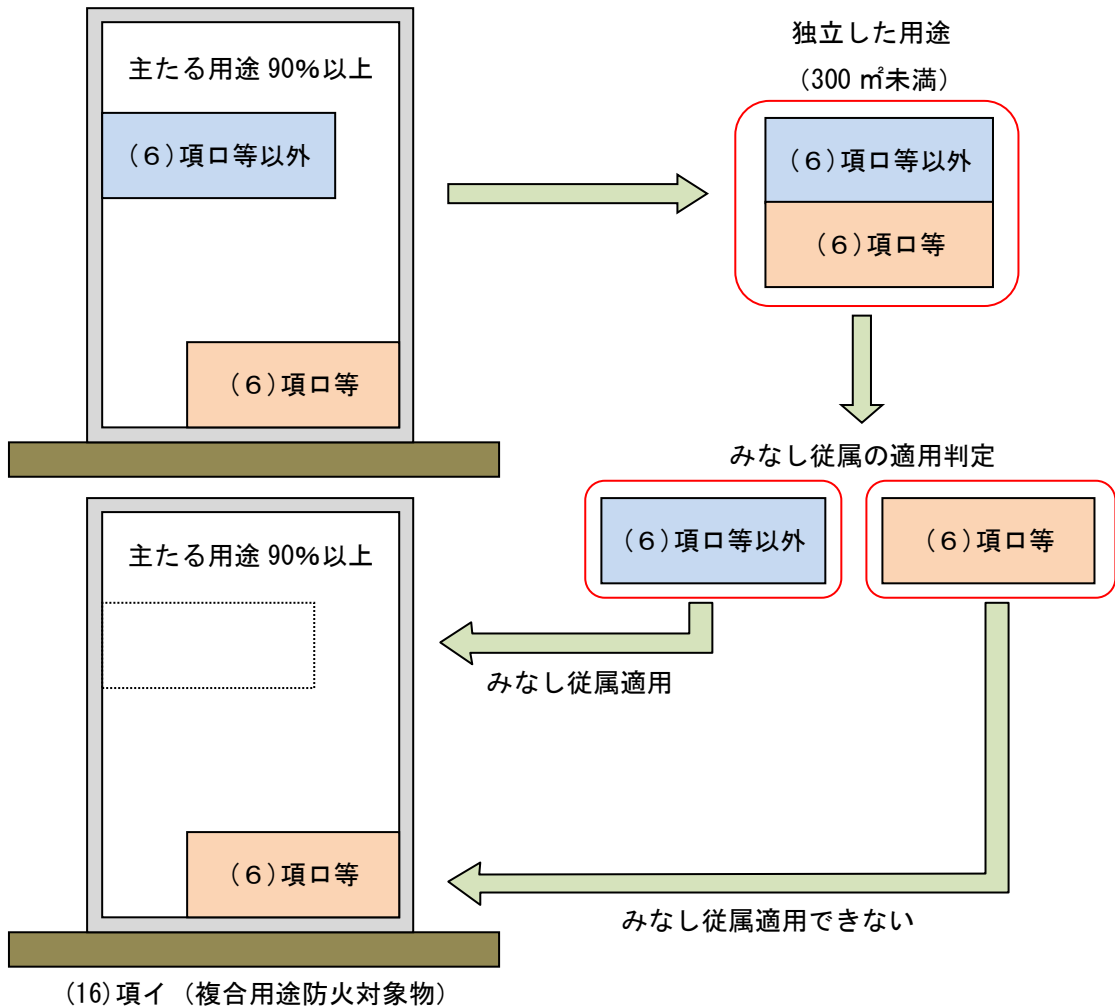
第4-2図

(例5) 「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、(6)項口等の場合



第4-3図

(例6) 「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」に(6)項口等と(6)項口等以外の部分が混在する場合



第4-4図

## 6 複合用途防火対象物の取扱い

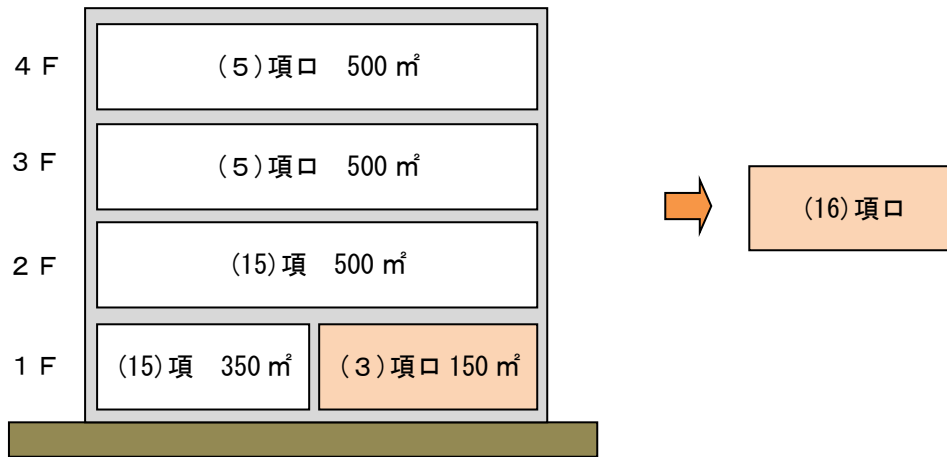
政令別表第一(16)項に掲げる複合用途防火対象物となるもののうち、次の(1)及び(2)に該当するものは、特定用途に供される部分があっても、同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること。( (6)項口等に掲げる防火対象物が存する部分を除く。)(第4-5図参照)

この場合、特定用途に供される部分は、当該特定用途に供される部分以外の用途に供される部分の床面積に応じ按分するものとする。

(1) 特定用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延面積の10%未満であること。

(2) 特定用途に供される部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

(例7)



	用途	床面積の合計	延面積に対する割合
特定用途部分以外の部分	(5) 項口	1,000㎡	$1,000 \text{ m}^2 \div 2,000 \text{ m}^2 \doteq 50\%$
	(15) 項	850㎡	$850 \text{ m}^2 \div 2,000 \text{ m}^2 \doteq 42\%$
特定用途部分	(3) 項口	150㎡	$150 \text{ m}^2 \div 2,000 \text{ m}^2 \doteq 8\%$

- 防火対象物の延面積のうち、特定用途部分の床面積の合計が10%未満かつ  
主たる用途以外の独立した用途に供される床面積の合計が300㎡未満
- (3) 項口をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。
  - ・ (5) 項口  $1,000 \text{ m}^2 \div 1,850 \text{ m}^2 \doteq 0.54 \rightarrow 150 \text{ m}^2 \times 0.54 \doteq 81 \text{ m}^2$
  - ・ (15) 項  $850 \text{ m}^2 \div 1,850 \text{ m}^2 \doteq 0.46 \rightarrow 150 \text{ m}^2 \times 0.46 \doteq 69 \text{ m}^2$
- (5) 項口 (1,081㎡) と (15) 項 (919㎡) の複合用途防火対象物として取り扱う。

第4-5図

#### 7 政令第8条区画有無の取扱い

政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物の消防用設備等の設置にあつては、それぞれ区画された部分ごとに

前5（2）及び6を適用するものであること。

#### 8 一般住宅が存する場合の取扱い

一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。（第4－2表参照）

##### （1）一般住宅に該当する場合

政令別表第一の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表第一の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

##### （2）政令別表第一の防火対象物に該当する場合

政令別表第一の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、政令別表第一の防火対象物に該当するものであること。

この場合、2以上の政令別表第一に掲げる防火対象物の用途に供される部分がある場合、一般住宅の用途に供される部分は、当該政令別表第一に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積に応じて按分するものとする。

（第4－8図参照）

##### （3）複合用途防火対象物に該当する場合

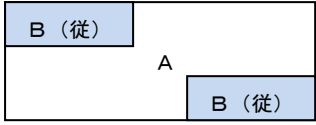
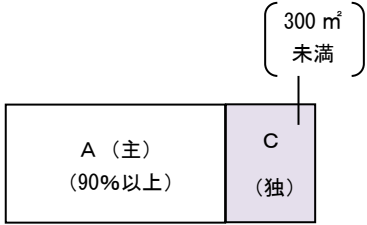
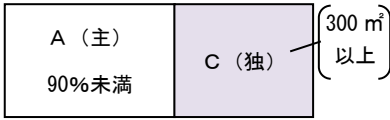


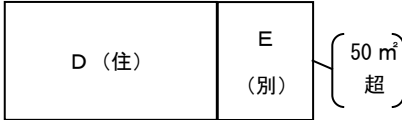

ア 政令別表第一の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表第一の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、複合用途防火対象物に該当するものであること。

イ 政令別表第一の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合（10%以内の違いをいう。）は、当該防火対象物は、複合用途防火対象物に該当するものであること。

（注）① 一般住宅は前5.（1）に定める従属的部分に含まれないものであること。

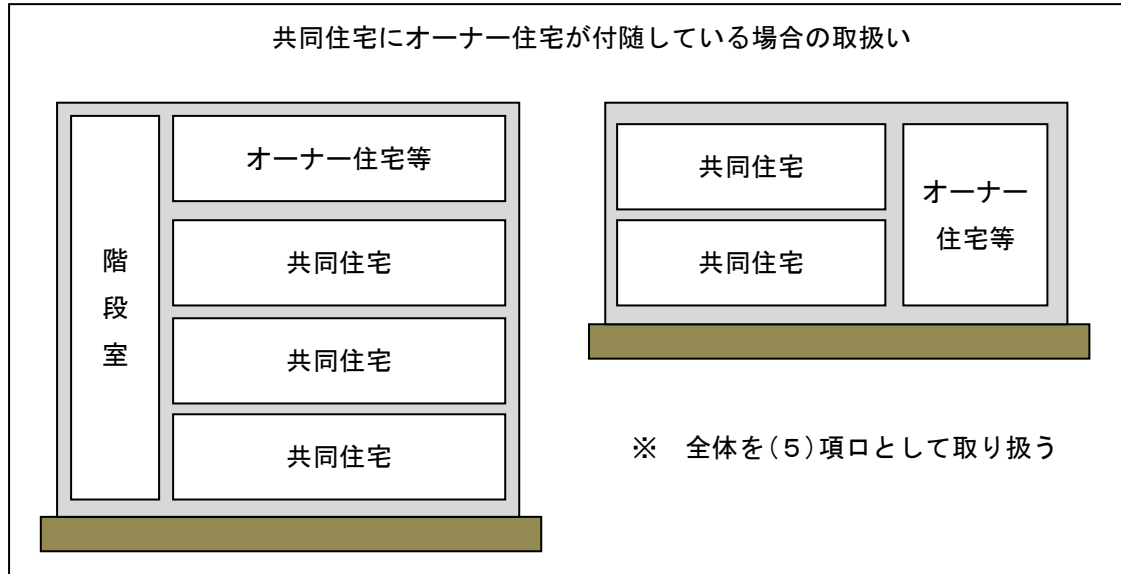
② 一般住宅と政令別表第一に掲げる防火対象物が、長屋式の形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表第一に掲げる防火対象物の床面積の合計とで用途を判定するものであること。



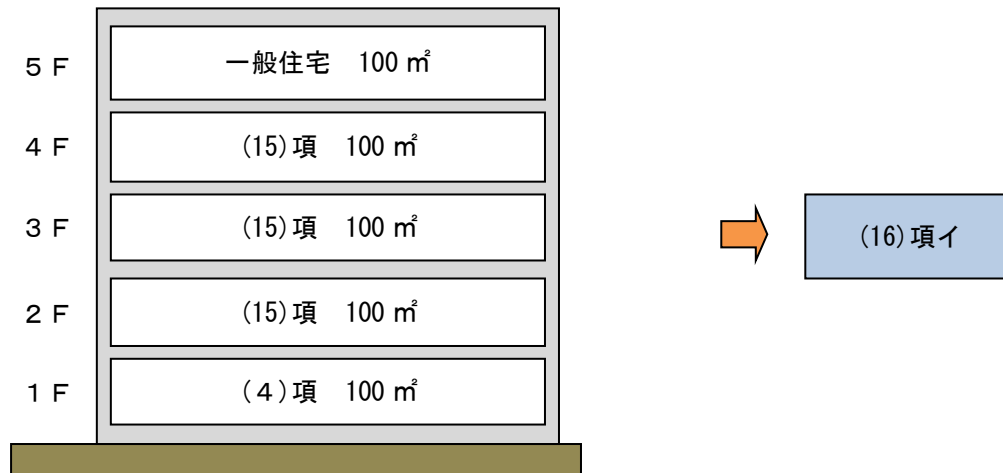
参考図	判定条件	判定
 <p>A : 主たる用途、B : 従属的用途</p>	<p>(1) 管理権原者が同一                      (2) 利用者が同一又は密接な関係                      (3) 利用時間がほぼ同一</p> <p>以上すべて満たす場合</p>	<p>単体用途                      防火対象物</p>
 <p>A : 主たる用途、C : 独立した用途</p>	<p>(1) A部分の面積<math>\geq</math>延面積<math>\times 0.9</math>                      (2) C部分面積<math>&lt; 300 \text{ m}^2</math>                      (3) C部分に政令別表第一(2)項二、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分が存しない。</p> <p>以上すべて満たす場合</p>	<p>単体用途                      防火対象物</p>
 <p>A : 主たる用途、C : 独立した用途</p>	<p>(1) A部分の面積<math>&lt;</math>延面積<math>\times 0.9</math>                      (2) C部分面積<math>\geq 300 \text{ m}^2</math></p>	<p>複合用途                      防火対象物</p>
 <p>D : 住宅(個人) E : 別表用途</p>	<p>(1) E部分面積<math>&lt;</math>D部分面積                      (2) E部分面積<math>\leq 50 \text{ m}^2</math></p> <p>以上すべて満たす場合</p>	<p>一般住宅</p>
 <p>D : 住宅(個人) E : 別表用途</p>	<p>E部分面積<math>&gt;</math>D部分面積</p>	<p>単体用途                      防火対象物</p>
 <p>D : 住宅(個人) E : 別表用途</p>	<p>(1) E部分面積<math>&lt;</math>D部分面積                      (2) E部分面積<math>&gt; 50 \text{ m}^2</math></p> <p>以上すべて満たす場合</p>	<p>複合用途                      防火対象物</p>
 <p>D : 住宅(個人) E : 別表用途</p>	<p>E部分面積<math>\div</math>D部分面積</p>	<p>複合用途                      防火対象物</p>

第4-2表

<参考>



(例8)



	用途	床面積	床面積の合計	用途の割合
例別表対象物	(4)項	100 m <sup>2</sup>	400 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup> ÷ 400 m <sup>2</sup> = 25%
	(15)項	300 m <sup>2</sup>		300 m <sup>2</sup> ÷ 400 m <sup>2</sup> = 75%
一般住宅		100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	

住宅をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。

- ・ (4)項 100 m<sup>2</sup> × 0.25 = 25 m<sup>2</sup> → 100 m<sup>2</sup> + 25 m<sup>2</sup> = 125 m<sup>2</sup>
- ・ (15)項 100 m<sup>2</sup> × 0.75 = 75 m<sup>2</sup> → 300 m<sup>2</sup> + 75 m<sup>2</sup> = 375 m<sup>2</sup>

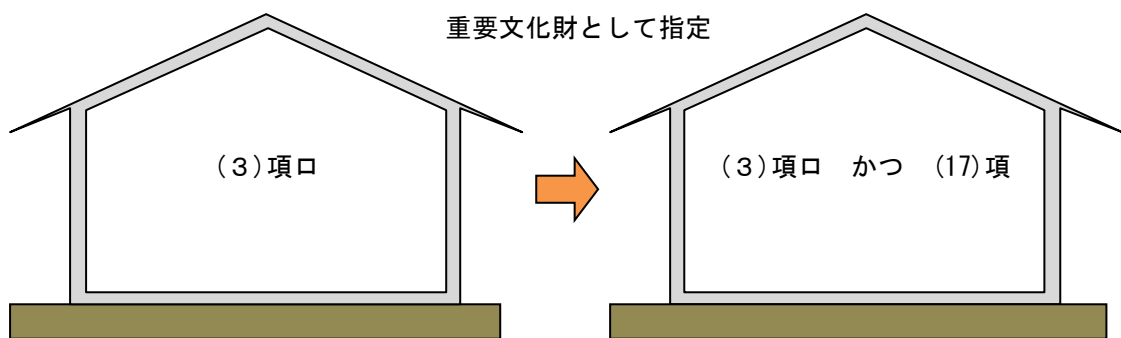
○(4)項 (125 m<sup>2</sup>) と(15)項 (375 m<sup>2</sup>) の複合用途防火対象物として取り扱う。

第4-8図

## 9 その他の取扱い

- (1) 高架工作物（高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。）の下に設ける政令別表第一に掲げる防火対象物に付随する駐車のために供する部分で、柵又は塀によって区画された部分は、政令別表第一(13)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。
- (2) 政令別表第一に掲げる防火対象物の用途決定にあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。
- (3) 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第一のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (4) 政令別表第一(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が、(17)項に掲げる防火対象物に該当する場合は、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。  
(第4-9図参照)

## (例9)



第4-9図

- (5) 仮設建築物は、それぞれの用途別の項に含まれるものであること。
- (6) 政令別表第一に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。  
なお、同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在し、前5(2)による「みなし従属」とならない場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

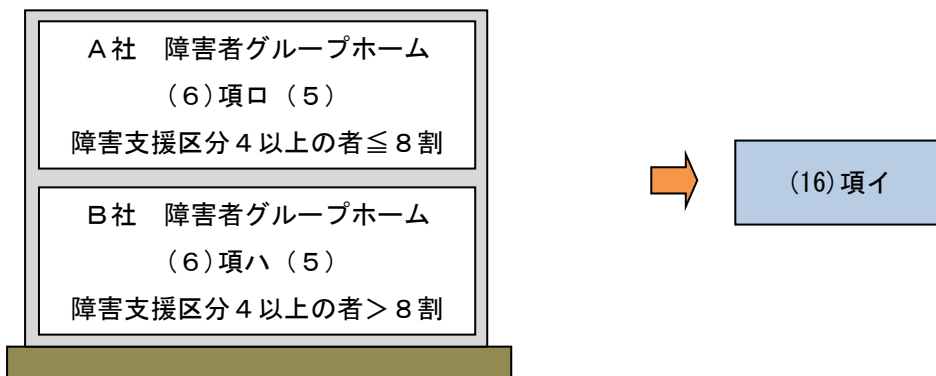
(7) 未使用部分をスケルトン状態（内装仕上や設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。）のままで、防火対象物の他の部分の使用を開始する場合の当該スケルトン状態の部分の用途については、原則として事前に計画されていた用途によること。

スケルトン防火対象物（スケルトン状態の部分をもつ防火対象物をいう。）の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、法第17条の3の規定が適用されること。

(8) 休業中の防火対象物については、用途がない（未用途）ため法第17条の3の3の適用を受けないものであること。

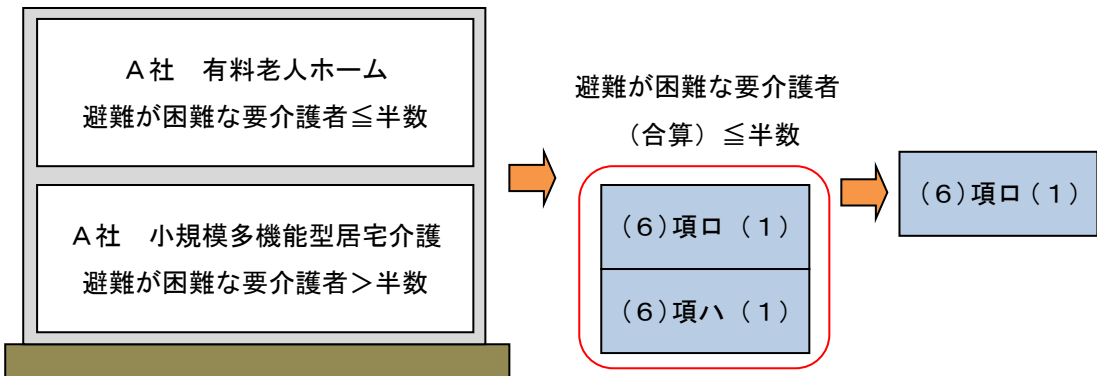
(9) 一の防火対象物に複数の同一業態の政令別表第一(6)項ロ又はハに掲げる防火対象物が存する場合で、政令別表第一(6)項ロに規定する「主として」の判定が、入居若しくは入所又は宿泊する者の特性によりいずれにも用途区分の判定ができるものは、単に施設名称又は当該用途が存する階が異なる等の外的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態及びサービスの提供の実態等から区分できる単位（以下「区分単位」という。）により用途区分の判定を行うものであること。（第4-10図参照）

(例10)



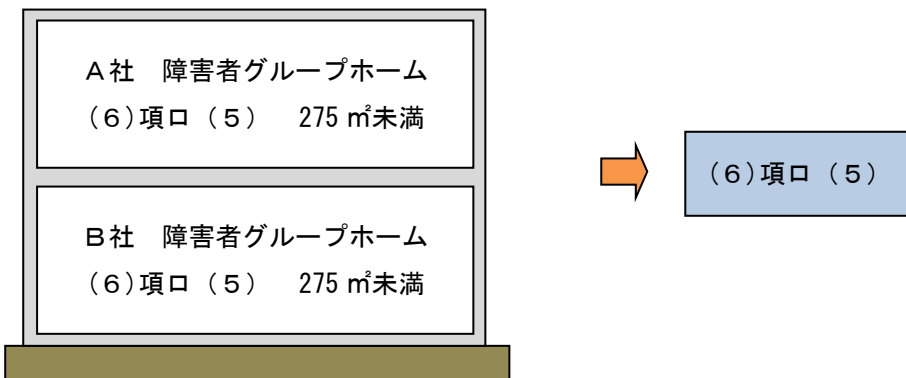
○A社、B社の運営主体が別であるため、区分単位ごとに「主として」判定する。

(例 11)



○運営主体が同一で、かつ、サービスの提供の実態、共用部分や共用施設が同じなどの理由により、「主として」を区分単位ごとに適用できないため、(6)項口(1)と用途判定する。

(例 12)



○A社とB社が区分単位ごとに判定できない場合で、かつ、A社とB社の床面積の合計が275㎡以上である場合は、スプリンクラー設備の設置を要する。  
 ○A社とB社が区分単位ごとに判定できる場合で、かつ、A社、B社の床面積がそれぞれ275㎡未満であり、かつ、避難が困難な障害者等を主として入所させるもの以外のものである場合は、いずれもスプリンクラー設備の設置を要さない。

第4-10図

(10) ビニールハウスの取扱い（平成19年2月2日予防課長通知）

ビニールハウスは屋根の天幕（ビニールシート等）が通年張られず、容易に取り外しできる場合は、建物に該当しないものとする。

建物に該当しないビニールハウスは、法第2条中、その他の工作物に該当し、防火対象物に該当することとなる。ただし、農畜産用のビニールハウスは個人経営であるか否かに係わらず防火対象物としないこととする。

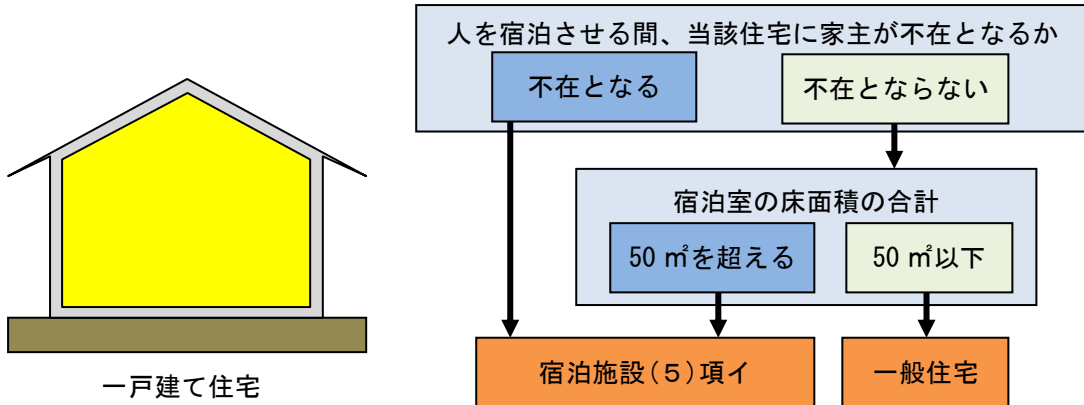
(11) 民泊の取扱い

住宅を活用して民泊を営む場合、宿泊室の床面積や家主（住宅宿泊事業者等）の居住の有無等の火災危険性に応じて用途が判定される。（第4-11図参照）

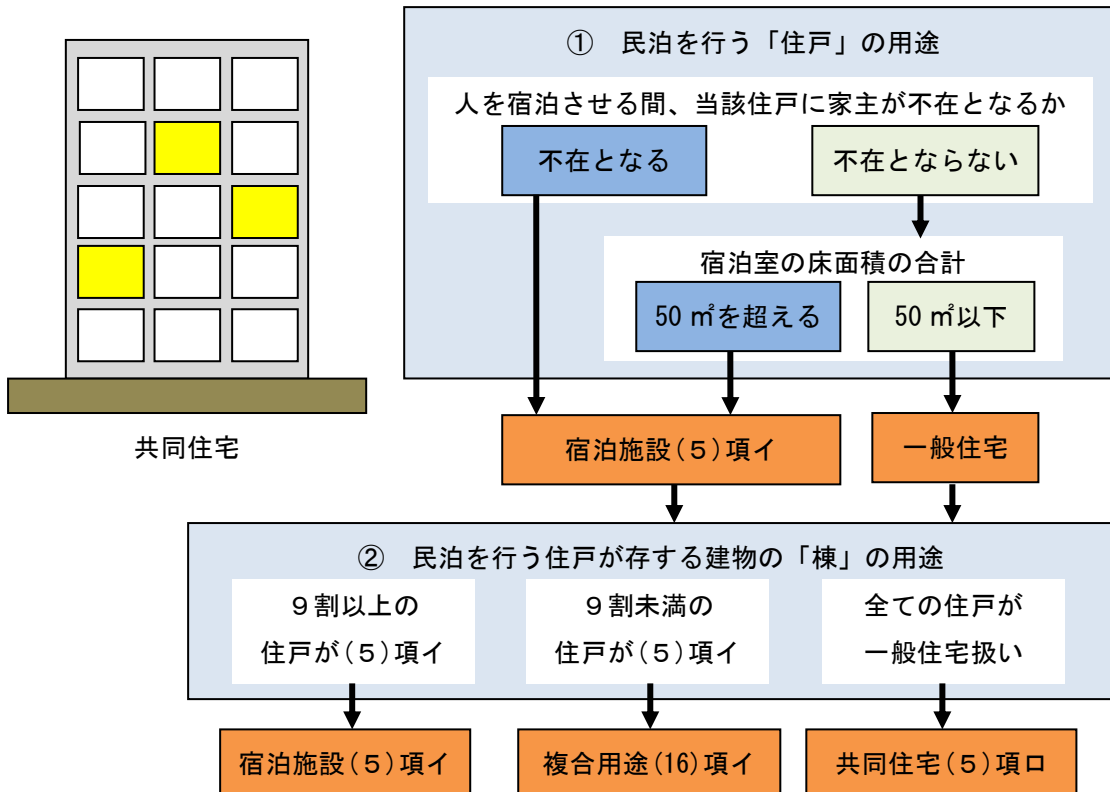
※宿泊室の面積とは、民泊を営む住宅における「宿泊者の就寝の用に供する室」の床面積の合計をいう。

※家主の居住／不在の判断は、一戸建て住宅の場合は棟（建物）単位、共同住宅等の場合は住戸単位で行う。

(一戸建て住宅で民泊を行う場合)



(共同住宅で民泊を行う場合)



第4-11図

政令別表第一に掲げる防火対象物の用途（項判定）の定義等

(1)項イ	
用途	定義
劇場 映画館 演芸場 観覧場	客席を設けて映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。 1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シアター、音楽ホール</li> <li>・ミュージカルホール</li> <li>・寄席</li> <li>・各種スポーツ施設（野球場、相撲場、サッカー場等）</li> <li>・競馬場、競輪場、競艇場</li> <li>・体育館</li> <li>・サーカス小屋</li> </ul>	1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれる。 3 小規模な選手控席のみを有する体育館及び事業所等の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項に含まれない。

(1)項口	
用途	定義
公会堂 集会場	<p>集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行して、その他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行して、その他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民センター</li> <li>・ 文化会館、市民会館</li> <li>・ 福祉会館、児童会館</li> <li>・ 貸ホール、貸講堂</li> <li>・ 結婚会館（式場）</li> <li>・ 町内会館、地区会館</li> <li>・ 音楽室</li> </ul>	<p>1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。</p> <p>なお、反復継続とは月5日以上行われるものをいう。</p> <p>2 貸会議室のうち、次に掲げる利用状態の場合においては、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>(1) 単独事務所内の貸会議室において、当ビル所有者による管理の下に、第三者が会議の用のみに使用している場合</p> <p>(2) 貸事務所ビルの貸会議室で(1)と同一の管理状態においてテナントが会議の用のみに使用している場合</p> <p>(3) (2)と同一の形態による貸会議室において、テナント以外の第三者が会議の用のみに使用している場合</p> <p>(4) (1)、(2)及び(3)と同一の利用形態並びに管理状態において特定の者のみを対象とした講演会、研修会等専ら会議に類似する用のみに使用している場合</p> <p>3 葬祭場は本項には含まれず(11)項として扱う。なお、葬儀以外の多目的用途に供される場合が明らかな場合は、本項として扱う。</p>



(2)項イ	
用途	定義
キャバレー カフェー ナイトクラブ その他これらに類するもの	1 キャバレーとは設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。 2 カフェーとは、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食させる施設をいう。 4 その他これらに類するものとは、バー、サロン、クラブ等主として洋風の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食させる施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
・クラブ ・カフェバー ・サロン ・ホストクラブ ・パブ ・サパークラブ ・ディスコ ・キャバクラ	1 主として洋式の客席において接待（カウンター越しの接待は含まない。）をし、又は客にダンスをさせる設備を有するものであり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この項において「風営法」という。）第2条第1号から第3号までに掲げる営業の用に供されるもの、又はこれと同様の形態を有するものをいう。 2 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から3号までの適用を受ける「風俗営業」に該当するもの。または、これと同様の形態を有するものをいう。ただし、(3)項イに掲げるものを除く。 3 スナック、喫茶店などで客席において客の接待をしないもの又は客にダンスをさせる設備を有しないものは(3)項ロに該当する。

(2)項口	
用途	定義
<p>遊技場 ダンスホール</p>	<p>設備を設けて、不特定多数の客に遊技又はダンスをさせる施設をいう。</p> <p>1 遊技場とは、設備を設けて、客に囲碁、将棋、麻雀、ボウリング、ビリヤード、パチンコその他の遊技をさせる施設、又は屋内アイススケート場、屋内ローラースケート場その他の競技を行わせる施設をいう。(観客席を有しないものに限る。)</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p> <p>風営法第2条第1項第4号に掲げる営業に供されるもののほか、ダンス教師の指導により、客にダンスさせるダンス練習場を含むが、日本舞踊場又はバレエ教習場は含まない。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 碁会所、将棋道場</li> <li>・ 雀荘、パチンコ店</li> <li>・ ビリヤード</li> <li>・ ゲームセンター</li> <li>・ ボウリング場</li> <li>・ スロットマシン</li> <li>・ 卓球場</li> <li>・ ゴルフ練習場（シュミレーション仕様のもの）</li> <li>・ ダンス教習所</li> <li>・ ディスコ</li> <li>・ 屋内アイススケート場</li> <li>・ 屋内ローラースケート場</li> </ul>	<p>1 一般的に風営法第2条第1項第4号にいう射幸心をそそぐおそれのある遊技をさせる施設に限らず、同法の規制を受けないその他の遊技をさせる施設を含むものであること。ただし飲食を主とするものは(3)項口として扱うこと。</p> <p>2 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。</p> <p>なお、主としてスポーツ的要素の強いテニス場、ジャズダンス、エアロビクス教習場等は、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>3 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいうこと。</p>

(2)項ハ	
用途	定義
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに1項イ、4項、5項イ及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されるものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの</p>	<p>風営法第2条第5項に規定されている性風俗関連特殊営業等を営む店舗及びその他これに類する施設をいう。</p> <p>1 性風俗関連特殊営業等を営む店舗とは、性風俗関連特殊営業のうち店舗形態を有する風営法第2条第6候に定める店舗型性風俗特殊営業を行うものをいう。</p> <p>2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファッションヘルス （性的サービスあり）</li> <li>・性感マッサージ （性的サービスあり）</li> <li>・イメージクラブ</li> <li>・SMクラブ</li> <li>・ヌードスタジオ</li> <li>・のぞき部屋</li> <li>・ニューハーフヘルス</li> <li>・セリクラ</li> <li>・出会い系喫茶</li> </ul>	<p>1 店舗形態を有する性風俗関連営業のうち、ソープランド（(9)項イ）、ストリップ劇場（(1)項イ）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、アダルトショップ（(4)項）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ（(2)項ニ）等、政令別表第一に掲げる用途のうち前掲各項に掲げるものに分類されているものについては、本項として取り扱わないこと。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業等を営む店舗のうち、店舗形態を有しないものは含まれないこと。</p> <p>3 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。</p>

(2)項二	
用途	定義
<p>カラオケボックス その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの</p>	<p>遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する店舗をいう。</p> <p>1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。</p> <p>2 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>（1）個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</p> <p>（2）風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗</p> <p>（3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラオケボックス</li> <li>・インターネットカフェ</li> <li>・漫画喫茶</li> <li>・複合カフェ</li> <li>・テレフォンクラブ</li> <li>・個室ビデオ</li> </ul>	<p>1 個室は、壁等により完全に区画された部分だけでなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的空間等も含むものであること。</p> <p>2 一の防火対象物に、複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一つしかないものは含まれないこと。</p> <p>3 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。</p>

(3)項イ	
用途	定義
待合 料理店 その他これらに類するもの	<p>(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式のをいう。</p> <p>1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。</p> <p>2 料理店とは、主として和式の客席を設けて客を接待して、飲食物を提供する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、料亭、茶屋などで実態において待合や料理店と同様の形態を有する施設をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 料亭</li> <li>・ 茶屋</li> <li>・ 割烹</li> </ul>	<p>一般的に風営法第2条第1項第2号の適用を受け、「風俗営業」に該当するもの、またはこれと同様の形態を有するものをいう。</p>

(3)項ロ	
用途	定義
飲食店	<p>飲食店とは、客室において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は従業員の接待を伴わないものをいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫茶店</li> <li>・ スナック</li> <li>・ 食堂</li> <li>・ そば屋</li> <li>・ 寿司屋</li> <li>・ レストラン</li> <li>・ ビアホール</li> <li>・ ドライブイン</li> <li>・ 焼きとり屋</li> <li>・ スタンドバー</li> <li>・ 結婚披露宴会場</li> <li>・ ライブハウス</li> </ul>	<p>1 風営法第33条の適用を受ける「深夜における酒類提供飲食店営業」についても本項として扱う。</p> <p>2 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含む。</p> <p>3 「ライブハウス」とは、客席（全ての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うもの。</p>

(4)項	
用途	定義
百貨店 マーケット その他の物品販売業を営む店舗 展示場	<p>単独若しくは集団的な店舗又は展示場をいう。</p> <p>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。</p> <p>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・デパート</li> <li>・スーパーマーケット</li> <li>・日用品市場（魚屋、肉屋、米店、パン屋、衣料品店、洋服店、電気器具店、家具店等の小売店舗）</li> <li>・自動車販売展示場</li> <li>・コンビニエンスストア</li> <li>・ディスカウントショップ</li> <li>・ガソリンスタンド</li> <li>・レンタルビデオショップ（貸しビデオCD店等）</li> <li>・画廊</li> <li>・店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店</li> <li>・見本市会場</li> <li>・博覧会場</li> <li>・アダルトショップ</li> <li>・調剤薬局</li> <li>・チケット販売所</li> <li>・携帯電話販売ショップ</li> </ul>	<p>1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。</p> <p>2 卸売問屋は、本項として取り扱うこと。</p> <p>3 レンタルショップは本項として取り扱うこと。</p> <p>4 展示場（ショールーム）のうち次のすべてに該当する場合は(15)項又は主たる用途の従属部分として取り扱うこと。</p> <p>（1）特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの</p> <p>（2）販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの</p> <p>（3）不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの</p> <p>5 物品販売を伴わない画廊は(8)項として扱う。</p> <p>6 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗に含まれないこと。</p>

(5)項イ	
用途	定義
旅館 ホテル 宿泊所 その他これらに類するもの	宿泊料を受けて人を宿泊させる施設をいう。 1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものを用いる。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものを用いる。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものを用いる。 4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保養所</li> <li>・ ユースホステル</li> <li>・ 山小屋</li> <li>・ ロッジ</li> <li>・ モーター</li> <li>・ 簡易宿泊所</li> <li>・ ペンション</li> <li>・ 民宿</li> <li>・ 貸研修所の宿泊施設</li> <li>・ 青年の家</li> <li>・ レンタルルーム (性風俗、宿泊あり)</li> <li>・ マッサージ (性的サービスなし、宿泊あり)</li> <li>・ ラブホテル (異性を同伴する宿泊あり)</li> <li>・ ウィークリーMS (旅館業法の適用のあるもの)</li> </ul>	1 特定の人を宿泊させる施設（会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設等）であっても、旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用があるものは、本項として取り扱うこと。 2 事業所専用の研修所で、事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。 3 トレーラーハウスを宿泊施設として賃貸するものは、本項として取り扱うこと。 4 ラブホテル、モーター又はレンタルルームとは、専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）の用に供する風営令第3条で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる施設をいう。 5 その他これらに類するものに該当するか否かの判断については、次の（1）から（4）までに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定すること。 （1）不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 （2）ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 （3）深夜営業、24時間営業等の夜間も客が施設にいること。 （4）施設利用に対して料金を徴収していること。

(5)項口	
用途	定義
寄宿舍 下宿 共同住宅	集団居住のため又は居住性の宿泊のための施設をいう。 1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの。）をいう。
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・寮</li> <li>・マンション</li> <li>・事業所専用の研修のための宿泊所</li> <li>・シルバーマンション</li> <li>・ウィークリーマンション （旅館業法の適用のないもの）</li> <li>・シェアハウス</li> <li>・ファミリーハウス</li> <li>・サテライト型グループホーム</li> </ul>	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。 3 共同住宅等において、個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には、本項に該当するものであること。 4 1階が長屋で2階が共同住宅のものにあつては、棟全体を本項として扱うものであること。 5 シェアハウスとは、業者が介在し入居者を募る形態の賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。 6 小規模住居型児童養育事業が行われる住宅（ファミリーホーム）は原則本項として扱う。なお、乳幼児の養育を常態とする場合については、(6)項口又はハとして扱う。 7 共同住宅にグループホームが入る場合は、(5)項口と6項のため(16)項イと判定されるが、サテライト型グループホームの場合、通常の共同住宅と同様の使用形態のため、(5)項口と判定する。



(6)項イ	
用途	定義
病院 診療所 助産所	<p>医療施設をいう。</p> <p>1 (6)項イ(1)に掲げる防火対象物とは、次のいずれかにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして省令第5条第3項で定めるものを除く。)をいう。</p> <p>(1) 診療科名に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の省令第5条第4項で定める診療科名をいう。2(1)において同じ。)を有すること。</p> <p>(2) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>2 (6)項イ(2)に掲げる防火対象物とは、次のいずれにも該当する診療所をいう。</p> <p>(1) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(2) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>3 (6)項イ(3)に掲げる防火対象物とは、病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入院施設を有する助産所をいう。</p> <p>4 (6)項イ(4)に掲げる防火対象物とは、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
・ 医院 ・ クリニック ・ 人間ドック	<p>1 病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数の人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。</p> <p>2 診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数の人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。</p> <p>3 助産所とは、助産師が公衆又は特定多数の人のため助産業務(病院又は診療所で行うものを除く。)を行う場所であって、妊婦、産婦、又はじょく婦の入所施設を有しないもの又は9人以下の入所施設を有するものをいう。</p>

4 「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するもの」とは次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。

なお、ここでいう「体制」とは（１）による職員の総数の要件及び（２）による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制（例：病床数が60の場合、職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2人以上である体制）をいうものであること。

（１）勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数  
が、病床数が26床以下の時は2、26床を越えるときは2  
に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない  
体制

（２）勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿  
直勤務を行わせる者を除く。）の数  
が、病床数が60床  
以下のときは2、60床を越えるときには2に60床までを増  
すごとに2を加えた数を常時下回らない体制

（１）の「職員の数」とは、一日の中で、最も職員  
が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含  
む。）の総数を基準とするものであること。なお、職員  
の数は原則として棟単位で算定を行うこと。

（１）及び（２）の「その他の職員」とは、歯科医  
師、助産師、薬剤師、准看護師その他病院に勤務する  
職員をいうこと。なお、原則として、委託により警備  
に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐してお  
り、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握  
し、火災時に適切に対応が可能な者は、この限りでな  
いこと。

（１）の「病床数」とは、医療法第7条に規定する  
病床数（以下「許可病床数」という。）をいうこと。

（２）の「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準  
法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に  
規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行うものを  
いい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当  
たらぬ軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、  
当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた  
職員をいうこと。

	<p>5 特定診療科名は、次に掲げるもの以外のものであること。</p> <p>(1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科</p> <p>(2) (1) に掲げる診療科名と医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 3 条の 2 第 1 項第 1 号ハ（1）から（4）までに定める事項とを組み合わせた名称</p> <p>(3) 歯科</p> <p>(4) 歯科と医療法施行令第 3 条の 2 第 1 項第 2 号ロ（1）及び（2）に定める事項とを組み合わせた名称</p> <p>特定診療科名（内科、整形外科等）以外の診療科名については、13 診療科名（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科及び歯科）のほか 13 診療科名と医療法施行令第 3 条の 2 第 1 項第 1 号ハ（1）から（4）までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること（組み合わせた名称の例：小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科）。ただし、医療法施行令第 3 条の 2 第 1 項第 1 号ハ（1）に掲げる事項（身体や臓器の名称）については、外科のうち肛門及び乳腺のみが、同号ハ（3）に掲げる事項（診療方法の名称）については、外科のうち形成及び美容のみがそれぞれ該当することとしたものであり、同号ハ（1）及び（3）に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは、複数の診療科名（例：大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する。）として取り扱うこと。</p> <p>なお、2 以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。</p> <p>6 療養病床とは、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床であって主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。</p> <p>7 一般病床とは、精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外のものをいう。</p>
--	--

	<p>8 (6)項イ(2)に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が4以上であるものをいうこと。ただし、許可病床数が4以上であっても1日平均入院患者数(1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。)が1未満のものにあつては「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えないこと。</p> <p>9 診療科名、許可病床数、1日平均入院患者数及び病床種別(一般、療養、精神、結核又は感染症)の確認については、医療機能情報提供制度(以下「医療情報ネット」という。)が活用できること。</p> <p>10 あん摩、マッサージ、はり、きゅう等の施設については、(15)項として取り扱うこと。</p> <p>11 保健所は(15)項として取り扱うこと。</p>
--	--

(6)項口	
用途	定義
<p>次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人短期入所施設</p> <p>養護老人ホーム</p> <p>特別養護老人ホーム</p> <p>軽費老人ホーム</p> <p>(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)</p> <p>有料老人ホーム</p> <p>(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設</p> <p>同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設</p> <p>(避難が困難な要介</p>	<p>老人、児童等の福祉援護施設のうち、主として自力避難困難な者が入所する施設をいう。</p> <p>1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)とは、無料又は低額な料金を、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。)で補足説明事項1又は3に該当するものをいう。</p> <p>5 有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもので、補足説明事項1又は3に該当するものをいう。</p> <p>6 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び</p>

<p>護者を主として宿泊させるものに限る。)</p> <p>同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。</p> <p>(2) 救護施設</p> <p>(3) 乳児院</p> <p>(4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設</p> <p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)</p> <p>又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)</p>	<p>機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>7 老人短期入所事業を行う施設(ショートステイ)とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者等を特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の施設に短期間入所させ、養護する事業を行うための施設をいう。</p> <p>8 小規模多機能型居宅介護事業(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、これらの者の選択に基づき、これらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練等を供与する事業で、補足説明事項2又は3に該当するものをいう。</p> <p>9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設(認知症高齢者グループホーム)とは65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行うための施設をいう。</p> <p>10 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>11 乳児院とは、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>12 障害児入所施設とは、次の各区分に応じ、障害児を入所させ、次に定める支援を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設</p> <p>保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設</p>
--	--

<p>る。ハ（５）において「短期入所等施設」という。）</p>	<p>保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療</p> <p>13 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設で、補足説明事項7に該当するものをいう。</p> <p>14 短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与するための施設で、補足説明事項7に該当するものをいう。</p> <p>15 共同生活援助を行う施設（障害者グループホーム）（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を供与する施設で、補足説明事項7に該当するものをいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ショートステイ</li> <li>・ 小規模多機能ホーム</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ お泊りデイサービス</li> <li>・ 複合型サービス</li> <li>・ 障害者グループホーム</li> </ul>	<p>1 （6）項口（1）に規定する「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、当該施設に入居する要介護状態区分（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項の規定に基づき厚生労働省令で定める「要介護状態区分」をいう。）が3以上である者（以下「避難が困難な要介護者」という。）の割合が、施設全体の定員の半数以上のものをいう。</p> <p>2 （6）項口（1）に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」とは、当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上のものをいう。</p> <p>3 前1及び2における入所若しくは入居又は宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、直近3か月間の過半期間（日</p>

	<p>単位) 以上において前1及び2の状況が認められるかどうかで判断すること。</p> <p>4 (6)項口(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」は前1から3までと同様に判断すること。</p> <p>5 サービス付高齢者向け住宅等(高齢者専用賃貸共同住宅等を含む。)、専ら高齢者に賃貸する共同住宅等のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者の委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われるもののうち、避難が困難な要介護者の割合が、総居室数(居室の収容人員が2の場合は、居室数は2とする。)の半数以上を占めるものは本項として扱うこと。</p> <p>6 通常の共同住宅等において、個別の世帯ごとに訪問介護等を受けている場合は、5項口として扱うこと。</p> <p>7 (6)項口(5)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第4項に定める「障害支援区分」をいう。)4以上の者が利用者のおおむね8割を超えるものをいう。</p>
--	---



(6)項ハ	
用途	定義
<p>次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人デイサービスセンター            軽費老人ホーム            (ロ(1)に掲げるものを除く。)            老人福祉センター            老人介護支援センター            有料老人ホーム            (ロ(1)に掲げるものを除く。)            老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設            同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設            (ロ(1)に掲げるものを除く。)            その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 更正施設</p> <p>(3) 助産施設            保育所            幼保連携型認定こども園            児童養護施設            児童自立支援施設            児童家庭支援センター            児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第</p>	<p>(6)項ロ以外の施設で、自力避難が困難な者が利用する可能性があることに加え、自力避難が困難とは言い難いものの、避難にあたり一定の介助が必要とされる高齢者、障害者等が利用する蓋然性が高い施設をいう。</p> <p>1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者(養護者含む。)を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。)のうち、避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。</p> <p>3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与(他に委託して供与する場合及び将来において供与することを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その</p>

<p>9 項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター 情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター 障害者支援施設（ロ（5）に掲げるものを除く。）</p> <p>地域活動支援センター 福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所 同条第12項に規定する自立訓練 同条第13項に規定する就労移行支援 同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p>	<p>他厚生労働省令で定める施設でないもののうち、避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。</p> <p>6 老人デイサービス事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（養護者を含む。）等に特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与する事業を行う施設をいう。</p> <p>7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（1）に掲げるものを除く。）とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練等を供与する事業のうち、避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものを除く。</p> <p>8 更正施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>9 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。</p> <p>10 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。</p> <p>11 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子ども（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）に対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う施設をいう。</p> <p>12 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童そ</p>
---	---

	<p>の他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>13 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>14 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉司等による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>15 一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>16 家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であって、市町村が認めるものについて、家庭的保育者（児童福祉法第6条の3第9項に定める「家庭的保育者」をいう。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。</p> <p>17 児童発達支援センターとは次の各区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせ、次に定める支援を提供する事を目的とする施設をいう。</p> <p>(1) 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練</p> <p>(2) 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療</p> <p>18 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障害を有する</p>
--	---

	<p>児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>19 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>20 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和22年法律26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>21 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>22 障害者支援施設（ロ（5）に掲げるものを除く。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設のうち、避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。</p> <p>23 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>24 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>25 生活介護を行う施設とは、常時介護を必要とする障害者につき、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>26 短期入所を行う施設（短期入所等施設を除く。）とは、居室においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、</p>
--	--

	<p>障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与するための施設のうち、避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。</p> <p>27 自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与することをを行う施設をいう。</p> <p>28 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者につき、一定の期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>29 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>30 共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を供与する施設のうち、避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模多機能ホーム</li> <li>・ 一時預かり事業（一時保育）</li> <li>・ 家庭保育事業（保育ママ）</li> <li>・ 放課後等デイサービス</li> <li>・ 障害者ショートステイ</li> <li>・ 障害者グループホーム</li> </ul>	<p>1 サービス付高齢者向け住宅等（高齢者等専用賃貸共同住宅等を含む。）、専ら高齢者に賃貸する共同住宅等のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者の委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているもののうち、(6)項口に掲げるもの以外のものは本項として扱う。</p> <p>2 共同生活援助のサテライト型住居については、本体住居（サテライト型以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの。）との密接な連携を前提として、利用者が共同住宅の一室に単身で居住するもので</p>

	<p>あるが、その入居体系は一般の共同住宅と変わらないことから(5)項口として取り扱う。</p> <p>3 保育ママと称する家庭的保育事業が行われる施設（通常は保育者の居宅）は本項として扱う。</p>
--	--

(6)項二	
用途	定義
<p>幼稚園 特別支援学校</p>	<p>幼児又は身体上若しくは精神上障害のある者の教育施設をいう。</p> <p>1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
	<p>幼稚園とは、地方公共団体の認可に関わりなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。</p>

(7)項	
用途	定義
小学校 中学校 高等学校 中等教育学校 高等専門学校 大学 専修学校 各種学校 その他これらに類するもの	学校教育又はこれに類する教育を行う施設をいう。 1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 4 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 6 大学とは、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 7 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 8 各種学校とは、上記1から6までに掲げる学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う学校をいう。 9 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防学校、消防大学校、警察学校、警察大学校</li> <li>・ 自治大学校、防衛大学校、海上保安学校、航空大学校</li> <li>・ 理・美容学校</li> <li>・ 看護学校・学習塾</li> <li>・ タイピスト学校</li> <li>・ コンピューター学校</li> </ul>	1 同一敷地内にあつて、教育の一環として使用される講堂、体育館、図書及び研修室等は、本項として扱う。 2 専修学校は、修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が常時40名以上であること。 3 各種学校は、修業年限が1年以上（簡易に修得することのできる技術、技芸等の課程にあつては、3か月以上1年未満のもの）であること。 4 学習、そろばん、書道等の塾、民謡、音楽、スイミング

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営・経理専門学校</li> <li>・ 外国語学校、洋裁学校</li> <li>・ 進学予備校等</li> <li>・ 職業訓練所、自動車学校</li> <li>・ パソコン塾</li> </ul>	<p>スクール、活花、茶道、着物着付教室等で、個人教授的なものであり、かつ、学校の形態を有しないものは(15)項として扱う。</p>
---	--

(8)項	
用途	定義
図書館 博物館 美術館 その他これらに類するもの	<p>資料を保存する施設をいう。</p> <p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し又は整理し保存して、一般の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館、美術館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、又は一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館法で定める図書館以外のもので、図書館又は博物館と同等のものをいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郷土館</li> <li>・ 記念館</li> <li>・ 文学館</li> <li>・ 科学館</li> <li>・ 点字図書館</li> <li>・ 画廊</li> <li>・ 視覚障害者情報提供施設</li> </ul>	<p>視覚障害者情報提供施設とは、無料又は低額な料金で、点字刊行物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって、専ら視聴覚障害者の利用に供する施設をいう。（図書館のうち点字図書館に類するものに該当する。）</p>



(9)項イ	
用途	定義
公衆浴場のうち蒸気浴場 熱気浴場 その他これらに類するもの	<p>公衆浴場は浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</li> <li>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として、高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</li> <li>3 その他これらに類するものとは、公衆浴場法施行条例（平成24年1月11日北海道条例第3号）第2条に規定する「その他の浴場」のうち、次に掲げるものをいう。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、保養又は休憩のための施設を有するもの。</li> <li>(2) 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの。</li> <li>(3) 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの。なお、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを含む。</li> </ol> </li> </ol>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソープランド</li> <li>・ サウナ浴場</li> <li>・ スーパー銭湯</li> <li>・ 健康ランド</li> <li>・ ラドンセンター</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公衆浴場とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。</li> <li>2 保養又は休憩のための施設には、マッサージルーム、宴会場、休憩所、レストラン、パーラー、カラオケボックス、ゲームコーナー、売店、化粧室、駐車場等が含まれるものであること。</li> <li>3 ソープランドとは、浴場業（公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する施設をいう。</li> </ol>

その他の浴場（スーパー銭湯等）を9項イで規制するため改正（令和5年9月7日）

(9)項口	
用途	定義
(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	<p>公衆浴場は浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。</p> <p>なお、公衆浴場のうち、保養又は休憩のための施設を有するものは、(9)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般公衆浴場</li> <li>・ 銭湯</li> <li>・ 鉱泉浴場</li> <li>・ 家族風呂</li> <li>・ 岩盤浴場</li> <li>・ 砂湯</li> </ul>	<p>1 一般公衆浴場とは、温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。</p> <p>2 主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として扱う。</p>

その他の浴場（スーパー銭湯等）を9項イで規制するため改正（令和5年9月7日）

(10)項	
用途	定義
<p>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 （旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）</p>	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の離着陸する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限定されるものであること。</p>
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棧橋</li> <li>・ エアターミナル</li> </ul>	<p>車両、船舶及び航空機の停車又は発着場であり、かつ、旅客の乗降等の利用に限定されるものであることから、貨物駅及び貨物ふ頭等については本項に含まれない。</p>

(11)項	
用途	定義
神社 寺院 教会 その他これらに類するもの	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い及び信者を強化育成することを目的とする施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本殿</li> <li>・ 幣殿</li> <li>・ 拝殿</li> <li>・ 社務所</li> <li>・ 本堂</li> <li>・ 客殿</li> <li>・ 礼拝堂</li> <li>・ 斎場</li> <li>・ 納骨堂</li> <li>・ 修道院</li> <li>・ 聖堂</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般的に宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に定める宗教団体の施設が該当する。</li> <li>2 結婚式の披露宴会場で独立性が高く、かつ、常勤の従業員を有し、営利企業としての営業を常態としているもの又は、檀家、信徒以外の不特定多数の者を対象として宴会等を行うものは、本項には該当しない。</li> <li>3 葬儀を行うための斎場については、宗教上の儀式的な要素が強いことから本項として取り扱う。なお、葬儀以外の多目的用途に供される場合が明らかな場合は、(1)項口等として扱う。</li> <li>4 庫裡とは、僧侶の居住する場所をいい、本項として扱う。</li> </ol>

(12) 項イ	
用途	定義
工場 作業場	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して、物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体等を行う施設をいう。 1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。 2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品加工場</li> <li>・ 自動車修理工場</li> <li>・ 製造所</li> <li>・ 集配センター</li> <li>・ 給食センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 運送会社等の中継施設（トラックターミナル）で、荷捌きのみを行う場合については、(14) 項として扱う。</li> <li>2 集配センター等で荷捌き以外に充填、選別及びラッピング等の作業を行うものは、本項として扱う。</li> </ul>

(12) 項ロ	
用途	定義
映画スタジオ テレビスタジオ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
	放送事業所施設（NHK、HBC、STV、UHB、HTB、TVH等）内にあるテレビスタジオは、本項と(15) 項の複合施設として扱う。

(13)項イ	
用途	定義
自動車車庫 駐車場	<p>1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。</p> <p>2 駐車場とは、自動車を駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障等その他の理由により継続的に停車）させる施設をいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
	<p>1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条の保管場所になっている防火対象物が含まれるものであること。</p> <p>2 自動車には、原動機付自転車以外のオートバイ、ブルドーザー等の土木作業用自動車も含まれるものであること。</p> <p>3 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであるが、自動車整備工場の一時保管場や自動車の展示場（ショールーム）は、本項に該当しない。</p> <p>4 事業所等の従属部分とみなされる駐車場や自動車車庫は、本項に含まれないものであること。</p> <p>5 駐輪場のうち自転車のみを保管する場所については(15)項として扱い、オートバイを保管する部分については本項として取り扱うこと。</p> <p>6 原動機付自転車とは、道路運送法第2条第3項に定める原動機付自転車で、次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 内燃機関を原動機とするものであって、2輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その総排気量は125cc以下、その他のものにあっては50cc以下</p> <p>(2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、2輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その定格出力は1.0KW以下、その他のものにあっては0.6KW以下</p>

(13) 項口	
用途	定義
飛行機・回転翼航空機の格納庫	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプター等を格納する施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
	単なる格納だけでなく、運航上必要最低限度の整備のための作業施設を付設する場合も、原則全体を本項として扱う。

(14) 項	
用途	定義
倉庫	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。
該当用途例	補足説明事項
	農業を営む者が穀物類等の農作物、あるいは農機具等を収容する収納舎は、政令別表の防火対象物に該当しないものとする。

(15)項	
用途	定義
前各項に該当しない事業場	前各項に該当しない事業場とは(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官公署、知事公館、市長公宅、保健所</li> <li>・ 事務所、銀行、研修所</li> <li>・ 刑務所、発電・変電所</li> <li>・ 理・美容室、整骨院、針灸院</li> <li>・ ラジオスタジオ、写真スタジオ</li> <li>・ ごみ焼却場、火葬場</li> <li>・ スポーツ施設 (ゴルフ練習場、バッティングセンター、スイミングスクール、アスレチックスタジアム、エアロビクススタジオ等)</li> <li>・ つり堀(屋内)</li> <li>・ 動物園、水族館、動物病院</li> <li>・ ペットホテル、畜舎</li> <li>・ クリーニング店(受払店)</li> <li>・ 子育てサロン、シニアサロン</li> <li>・ 新聞社、新聞販売所</li> <li>・ 電報電話局、郵便局</li> <li>・ 場外馬券場</li> <li>・ 上・下水処理場</li> <li>・ 駐輪場(ラック式含む。)</li> <li>・ 電車車庫</li> <li>・ 住宅用モデルルーム</li> <li>・ コインランドリー、コイン洗車場</li> <li>・ 車検場</li> <li>・ 中古車販売所(物品販売があれば(4)項)</li> <li>・ 質屋(質流れ品の販売があれば(4)項)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業とは、一定の目的と計画に基づいて同種の行為を反覆継続して行うことをいう。</li> <li>2 住宅は、本項に含まれないものであるが、事業として展示するモデルハウス等は、本項として扱う。</li> <li>3 スポーツ施設で、観覧席(小規模な選手控席を除く。)を有しないものにあつては、本項として扱う。</li> <li>4 特定の企業の施設でその企業の製品のみを特定された者のみに対し展示陳列するもの(ショールーム、PRセンター等)は、本項として扱う。</li> <li>5 電車車庫のうち、車両の保管以外に車両の点検及び整備を行うものは(12)項イとして扱う。</li> </ol>

(16) 項イ	
用途	定義
複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	
該当用途例	補足説明事項
	<p>政令別表第一中、同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが、同一の防火対象物に存するものにあっても(16)項として扱うものとする。</p> <p>なお、「例：(6)項イ(1)」のように括弧内の号の違いは、項の違いとならないため、「例：(6)項ロ(1)と(6)項ロ(2)」の場合は(6)項ロの単項として扱う。</p>

(16) 項ロ	
用途	定義
(16) 項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	
該当用途例	補足説明事項



(16の2)項	
用途	定義
地下街	<p>地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。</p>
該当用途例	補足説明事項
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。</li> <li>2 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務所等）は地下街に含まれないものであること。</li> <li>3 政令9条の2の規定により、地下街と特定防火対象物（(16の2)項及び(16の3)項を除く。）の地階とが一体をなすとして消防長の指定を受けたものは、本項の用途に供するものとみなし、本項として規制が適用される。</li> <li>4 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は、当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸がある場合は、当該特定防火戸の線で囲まれた部分までとすることができる。</li> </ol>

(16の3)項	
用途	定義
<p>建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）</p>	
該当用途例	補足説明事項
	<p>準地下街の範囲は次のとおりとすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下道の部分について、準地下街を構成する店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離10m（10m未満の場合は当該距離）以内の部分とすること。</li> <li>2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離が20mを超える場合は、当該建築物の地階等は含まないものとする。</li> <li>3 建築物の地階が建基令第123条第3項第1号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。</li> <li>4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が、相互に政令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として扱うものとする。</li> <li>5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式（2段降下式のものを含む。）の特定防火戸で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。</li> </ol>

(17)項	
用途	定義
<p>文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物</p>	<p>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及び学術上価値の高い歴史資料のうち、重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>2 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で、我が国民の生活の推移のため欠くことのできない有形のもののうち特に重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いものうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所存する地方公共団体が指定したもの。</p> <p>5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したもの。</p>
該当用途例	補足説明事項
	<p>本項の防火対象物は、構造物に限られるもので、建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。</p>

(18)項	
用途	定義
延長 50m以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
該当用途例	補足説明事項
	1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2 延長は屋根の中心線で測定する。

(19)項	
用途	定義
市町村長の指定する山林	
該当用途例	補足説明事項
	山林とは、単に山岳山林に限定されるものではなく、森林、原野及び荒蕪地が含まれるものである。

(20)項	
用途	定義
総務省令で定める舟車	1 舟とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶等のうち、総トン数5トン以上で推進機関を有するものをいう。 2 車両とは、鉄道営業法（明治33年法律第65号）軌道法（大正10年法律第76号）若しくは道路運送車両法（昭和26年法律第185号）又はこれらに基づく命令により、消火器具を設置することとされている車両をいう。
該当用途例	補足説明事項
	1 船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶等とは次に掲げるものが該当する。 （1）船舶安全法第2条第2項に規定する船舶 ア 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの イ 係船中の船舶 ウ 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域

	<p>のみを航行する船舶</p> <p>(2) 船舶安全法第32条に規定する総トン数20トン未満の漁船で専ら本邦の海岸から12海里以内の海面又は内水面において従業するもの</p> <p>2 鉄道営業法、鉄道事業法及び軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは次のものが該当する。</p> <p>(1) 鉄道運転規則(昭和62年運輸省令第15号)第51条で定める機関車(蒸気機関車を除く。)旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車</p> <p>(2) 新幹線鉄道運転規則(昭和39年運輸省令第71号)第43条で定める旅客用電車の客室若しくは通路又は運転室</p> <p>(3) 軌道運転規則(昭和29年運輸省令第22号)第37条で定める車両(蒸気機関車を除く。)の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室</p> <p>3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第47条で定める次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 火薬類(火薬にあつては5kg、猟銃雷管にあつては2,000個、実包、空包、信管又は火管にあつては200個をそれぞれ超えるものをいう。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)</p> <p>(2) 危険物の規制に関する政令別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)</p> <p>(4) 150kg以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)第3条に規定する放射性輸送物等(L型輸送物等を除く。)などを運送する場合に使用する自動車</p> <p>(7) 乗用定員11人以上の自動車</p> <p>(8) 乗用定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(9) 幼児専用車</p>
--	--

第4-3表

区分	(イ) 主用途部分	(ロ) 従属的な部分	備考
(1)項イ	<u>舞台部</u> 、 <u>客席</u> 、 <u>映写室</u> <u>ロビー</u> 、 <u>切符売場</u> 、 <u>出演者控室</u> 、 <u>大道具・小道具室</u> 、 <u>衣裳部屋</u> 、 <u>練習室</u> 、 舞台装置及び営繕のため の作業室	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>ラウンジ</u> 、 <u>クローク</u> 、 託児室、 <u>展示室</u> 、 <u>プレイガイド</u> 、 <u>プロダクション</u> 、 観覧場の会議室及びホール	下線のあるものは、「政 令別表第一に掲げる防 火対象物の取り扱いに ついて（昭和50年4月 15日消防予第41号、消 防安第41号）」の別表 にある項目を示す。（以 下同じ。）
(1)項ロ	<u>集会室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>ホール</u> 、 <u>宴会場</u> 、 その他上欄を準用する	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶店</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>クローク</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>展示室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>遊戯室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>サロン</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>事務室</u>	
(2)項イ	<u>客室</u> 、 <u>ダンスフロア</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>調理室</u> 、 <u>更衣室</u>	<u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>クローク</u> 、 <u>事務室</u>	
(2)項ロ	<u>遊技室</u> 、 <u>遊技機械室</u> 、 <u>作業室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>景品場</u> 、 <u>ゲームコーナー</u> 、 <u>ダンスフロア</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>客席</u>	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>クローク</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>バー</u> 、 <u>サウナ室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>体育室</u>	
(2)項ハ	<u>客室</u> 、 <u>客席</u> 、 <u>通信機械室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>物品庫</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>厨房</u>	<u>売店</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>託児所</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>売場</u> 、 <u>クローク</u>	
(2)項ニ	<u>客席</u> 、 <u>客室</u> 、 <u>通信機械室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>物品庫</u> 、 <u>更衣</u> <u>室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>書籍コーナー</u> 、 <u>ビデオ棚コーナー</u> 、	<u>売店</u> 、 <u>売場</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>クローク</u> 、 <u>シャワー室</u>	

区分	(イ) 主用途部分	(ロ) 従属的な部分	備考
(3)項イ	<u>客席、客室、厨房、宴会場、リネン室</u>	<u>専用駐車場、専用駐輪場、結婚式場、売店、ロビー、託児室</u>	
(3)項ロ	<u>客席、客室、厨房、宴会場、リネン室</u>	<u>専用駐車場、専用駐輪場、結婚式場、託児室、娯楽室、サウナ室、会議室、事務室</u>	
(4)項	<u>売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室</u>	<u>専用駐車場、専用駐輪場、託児室、写真室、遊技場、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室、喫茶室、ビアガーデン、催物場(展示室含む)、貸衣裳室、カルチャースクール、キャッシュサービス</u>	卸売問屋は本項に該当
(5)項イ	<u>宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室、マッサージ室</u>	<u>娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、託児所、旅行代理店、専用駐車場、専用駐輪場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室、写真室、宴会場、会議室、結婚式場、売店(連続式形態のものを含む。)、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室、事務室、図書室、写真室</u>	
(5)項ロ	<u>居室、寝室、厨房、食堂、教養室、浴室、休憩室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置(トランクルーム)、管理人室、オーナー室</u>	<u>売店、専用駐車場、専用駐輪場、ゴミ集介室、ロビー、面会室、託児室、娯楽室、体育施設、来客用宿泊室</u>	

区分	(イ) 主用途部分	(ロ) 従属的な部分	備考
(5)項ロ	居室、 <u>寝室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>教養室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>共同炊事場</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>リネン室</u> 、物置（トランクルーム）、管理人室、オーナー室	売店、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、ゴミ集介室、ロビー、面会室、託児室、 <u>娯楽室</u> 、 <u>体育施設</u> 、 <u>来客用宿泊室</u>	
(6)項イ	<u>診療室</u> 、 <u>病室</u> 、 <u>産室</u> 、 <u>手術室</u> 、 <u>検査室</u> 、 <u>薬局</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>付添人控室</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>医師等当直室</u> 、 <u>技工室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>受付</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>臨床研究室</u>	病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。
(6)項ロ	居室、 <u>集会室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>作業室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>リネン室</u> 、物置、管理人室、 <u>事務室</u>	売店、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>娯楽室</u>	敷地内の寄宿舍及び体育施設等は、本項の用途に供するものとして取扱う。
(6)項ハ	居室、 <u>集会室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>作業室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>リネン室</u> 、物置、管理人室、 <u>事務室</u>	売店、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>娯楽室</u>	敷地内の寄宿舍及び体育施設等は、本項の用途に供するものとして取扱う。
(6)項ニ	<u>教室</u> 、 <u>職員室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>休養室</u> 、 <u>講堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>体育館</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>図書室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>音楽教室</u> 、 <u>学習塾</u>	



区分	(イ) 主用途部分	(ロ) 従属的な部分	備考
(7)項	<u>教室</u> 、 <u>職員室</u> 、 <u>体育館</u> 、 <u>講堂</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>クラブ室</u> 、 <u>保健室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>プール</u> 、 <u>格技室</u> 、 <u>学生会館の集会室</u> 、 <u>合宿施設</u> 、 <u>学童保育室</u> 、 <u>同窓会及びPTA事務室</u> 、 <u>ミニ児童会館</u> (当該学校の児童のみが利用するものに限る。)	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(8)項	<u>閲覧室</u> 、 <u>展示室</u> 、 <u>書庫</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>工作室</u> 、 <u>保管格納庫</u> 、 <u>資料室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>映写室</u> 、 <u>観賞室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶店</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>事務室</u>	
(9)項イ	<u>脱衣室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>マッサージ室</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>クリーニング室</u> 、 <u>サウナ室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>宴会場</u> 、 <u>有料洗濯室</u> 、 <u>事務室</u>	
(9)項ロ	<u>脱衣場</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>クリーニング室</u> 、 <u>岩盤浴室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>サウナ室</u> (小規模なサウナ)、 <u>娯楽室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>有料洗濯室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>コインランドリー</u>	
(10)項	<u>乗降場</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>運転指令所</u> 、 <u>電力指令所</u> 、 <u>手荷物取扱所</u> 、 <u>一時預り所</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>仮眠室</u> 、 <u>救護室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>旅行案内所</u> 、 <u>託児室</u> (以上、原則改札内にある場合に限る。) <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> (以上原則改札内にある場合に限る。)、 <u>両替所</u>	

区分	(イ) 主用途部分	(ロ) 従属的な部分	備考
(11)項	本堂、 <u>拝殿</u> 、 <u>客殿</u> 、 <u>礼拝堂</u> 、 <u>社務所</u> 、 <u>集会室</u> 、 <u>聖堂</u>	食堂、売店、喫茶室、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>研修室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>宴会場</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>宿泊室</u> (旅館業法の適用のあるものを除く。)、 <u>娯楽室</u>	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は規模等にかかわらず本項に該当する。
(12)項イ	<u>作業所</u> 、 <u>設計室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>物品庫</u> 、 <u>製品展示室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>見学者用施設</u>	食堂、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>仮眠室</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>浴室</u>	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(12)項ロ	<u>撮影室</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>録音室</u> 、 <u>道具室</u> 、 <u>衣裳室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>客席</u> 、 <u>ホール</u> 、 <u>リハーサル室</u>	食堂、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>集会室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>クローク</u> 、 <u>ラウンジ</u> 、 <u>託児室</u>	客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。
(13)項イ	<u>車庫</u> 、 <u>車路</u> 、 <u>修理場</u> 、 <u>洗車場</u> 、 <u>運転手控室</u>	食堂、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>管理室</u> 、 <u>託児室</u> 、	
(13)項ロ	<u>格納庫</u> 、 <u>修理場</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>事務室</u>	食堂、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、	
(14)項	<u>物品庫</u> 、 <u>荷さばき室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>作業室</u> (商品保管に関する作業を行うもの)	食堂、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>展示室</u> 、 <u>託児室</u>	
(15)項	<u>事務室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>ホール</u> 、 <u>物品庫</u> (商品倉庫含む)、 <u>更衣室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>教室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>控室</u> 、 <u>浴室</u>	食堂、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>専用駐輪場</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>視聴覚室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>トレーニング室</u> 、 <u>展示室</u> 、 <u>展望施設</u> 、 <u>旅行案内室</u> 、 <u>法律・健康相談室</u> 、 <u>映写室</u> 、 <u>展示博物館</u>	※本項は(1)項～(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業所をいい、その用途例も広範囲にわたることから、左記の区分を参考とし、それぞれ利用形態等を十分考慮に入れること。

第4-4表